

庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会  
調 査 資 料

平成 2 9 年 8 月 1 日  
福祉保健部福祉会館等担当



平成 2 9 年 7 月 7 日

小金井市長 西岡 真一郎 様

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画  
市民検討委員会 委員長 根 上 彰 生

(仮称) 小金井市新福祉会館建設場所について

平成 2 9 年 7 月 7 日に開催した第 1 回 (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会において、(仮称) 小金井市新福祉会館建設場所を検討し、協議した結果、市の (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (素案) で示された庁舎建設予定地を (仮称) 小金井市新福祉会館の建設場所とする判断に至りました。

今後、本委員会において (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (案) につきましても、庁舎建設予定地での建設を前提に検討し、協議するものとします。

平成29年度事業進行予定

区 分		7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
新庁舎	建設計画調査	建設予定地条件整理	→																										
		敷地利用計画検討	→			→			→			→																	
		施設配置検討	←			←			←			←																	
		フロア構成検討							←			←			←			←											
		図面・ベース作成				←			←			←			←			←			←			←					
		設計発注仕様書(案)作成										←			←			←			←			←					
		成果品とりまとめ																←			←			←					
	執務環境調査	現況調査等	→																										
		集計、分析、ヒアリング等				→			→																				
		適正面積の算定							←			←			←			←											
各種方針案等の整理											←			←															
成果品取りまとめ																	←			←			←						
(仮称)新福祉会館	(仮称)新福祉会館建設基本計画	計画条件の検討・整理	←			←																							
		機能等の検討・整理	←			←			←			←																	
		建設規模の検討・整理				←			←			←			←														
		建設基本計画案、パブリックコメント										←			←			←											
		市民検討委員会	第1回 7/7						第2回			第3回			第4回			第5回											
		建設基本計画書(概要版)作成																←			←			←					
図書館	小金井市の図書館の在り方※1	→			→			→			→			→			→			→			→						
公民館	新しい時代の社会教育活動、在り方	7/20 答申			←			←			←																		
	公民館中長期計画※2										←			←			←			←			←						

※1 平成30年度以降、「小金井市の図書館の在り方」及び「小金井市立図書館運営方針」を一本化し、図書館全体の整備計画(個別施設計画)策定に向けた準備を進める。

※2 公民館全体の整備計画(個別施設計画)に該当するものとして検討を進める。

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画策定支援委託仕様書

1 業務名称

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画策定支援委託

2 業務目的

本業務は、第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画において掲げた「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現に向けて、地域の福祉活動の拠点として位置づけている(仮称)小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。)建設にあたり、小金井市の将来人口の動態、国や市における福祉関連政策の動向等を踏まえ、新施設を建設するための基本計画の策定に向けた支援業務を委託するものである。

なお、策定に当たっては市民及び市議会との情報共有、意見交換等を踏まえるものとする。

3 内容

本業務の概要は以下のとおりとする。ただし、公募型プロポーザルを実施し、受託者の企画提案により、その内容を調整するものとする。

(1) 新施設建設基本計画策定等業務

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)(以下「原案」という。)で作成した現状と課題の再整理及び最新状況の追加

(2) 新施設の整備基本方針の策定新施設の基本方針の策定

ア 新施設に求められる機能(事業案、事業運営手法及び必要な設備等)

イ 新施設の適正規模の検証

(3) 新施設事業運営方針の策定

ア 新施設事業運営方針策定のための関係部署からの意見の集約及び基本計画への反映

① 既存事業及び新規事業に係る根拠法令、諸計画の整理

② 事業実施及び施設運営手法の整理

③ 必要施設・設備の配置計画

④ 人員配置計画

(4) 市民検討委員会等の支援

ア 市民検討委員会(5回予定)の資料作成及び会議運営支援並びに会議録作成

イ 庁内検討に要する資料作成及び庁内検討委員会運営支援

ウ 市民説明会(計2回程度)、の実施における資料作成及び会議運営支援並びに会議録作成

(5) パブリックコメントの支援

意見集約及び公表資料の作成支援

(6) その他の業務

ア 市議会における審議に必要な資料の作成

イ 建設予定地周辺施設等の影響、効果等に係る評価

- ウ 建設費抑制及び国、東京都の補助金の活用等歳入確保の検討を含めた概算事業費の算出
- エ 整備スケジュールの作成
- オ 本業務と並行で実施される新庁舎等建設計画調査委託及び庁舎等執務環境調査委託との  
所要の調整

(7) その他

本仕様書に定めのない事項は、本業務受託者選考に当たり提出を受けた企画提案書、業務実施体制表及び業務工程表に基づき実施するものとする。また、仕様書に明記されていない事項であっても本契約を適切かつ確実に履行するために当然必要と思われるものについては、全て受託者の責任において補足・完備させなければならないものとする。

#### 4 業務の着手

- (1) 受託者は、契約確定日の翌日から14日以内に業務計画書を作成の上、委託者の承認を得ること。
- (2) 業務計画書には次の事項を記載すること。
  - ア 検討業務内容
  - イ 業務遂行方針
  - ウ 業務詳細工程
  - エ 業務実施体制及び組織図
  - オ 管理技術者、担当技術者一覧及び経歴書
  - カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
  - キ 業務フローチャート
  - ク 打合せ計画
  - ケ その他委託者が必要とする事項

#### 5 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は常に密接な打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

#### 6 検査

- (1) 本業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

#### 7 成果品

次の成果品を納品すること。なお、成果品のいずれについても電子ファイルを格納した記録媒

体の納品も含むものとする。

- (1) 新施設建設基本計画書（２色刷りＡ４版製本 最大５０ページ程）  
１００部
- (2) 新施設建設基本計画書概要版  
２００部（フルカラーＡ３版１枚）  
※ ＳＰコードを加えたものとする。
- (3) 市民検討委員会等開催結果報告書（市民検討委員会等会議資料、会議録をまとめたもの）  
２０部（一部カラー有りＡ４版 最大３００ページ程度）

## 8 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の承認を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に引渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

## 9 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、小金井市個人情報保護条例を遵守すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 本業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (4) 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利対象である履行方法を委託者が指定した場合、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

(仮称) 小金井市新福祉会館導入予定機能等について

旧福祉会館機能	(仮称) 新福祉会館建設計画(案)		(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(素案)		現在の状況等	説明・協議状況等
	機能名称	機能名称	機能名称	想定面積		
・各種健康相談、指導事業 ・特定保健指導 ・介護予防事業、家族介護教室、介護予防体操等 (※検診室での実施)	多目的室(2室)	保健センター	526㎡			
生活困窮者自立支援事業 (自立相談サポートセンター)	生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)	生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)	41㎡			
福祉サービス総合支援事業 (権利擁護センターふくしねっとこがねい)	福祉サービス総合支援事業(権利擁護センターふくしねっとこがねい)	福祉サービス総合支援事業(権利擁護センターふくしねっとこがねい)	32㎡			
・集会室ABCDE ・学習室AB ・視聴覚室 ・団体利用室(印刷コーナー) ・生活室	多目的室(2室) 和室(1室)	多目的室	※①			
家事実習室	家事実習室	家事実習室	※①			
公民館本館事務室					【仮移転】 公民館本町分館内	公民館運営審議会では、本館機能の場所を中央線より南側、蛇の目跡地から現本庁舎の間とする答申が出た。設置場所は今後答申を踏まえ、教育委員会として決定していく。
社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	32㎡			
ボランティア・市民活動センター	ボランティア・市民活動センター	ボランティア・市民活動センター	32㎡			
市民協働支援センター準備室 (ボランティア・市民活動センター内)	市民協働支援センター準備室 (ボランティア・市民活動センター内)	(仮称) 市民協働支援センター	45㎡			
	災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンター (ボランティア・市民活動センター内)	-			
福祉サービス苦情調整委員事務局 (オンブズマン)	福祉サービス苦情調整委員事務局 (オンブズマン)	福祉サービス苦情調整委員事務局 (オンブズマン)	18㎡			
悠友クラブ連合会事務局	悠友クラブ連合会事務局				【仮移転】 民間賃借物件(社会福祉協議会賃借建物内)	(仮称) 新福祉会館竣工までに他の事務所スペースを確保することで了承済み
娯楽室	マルチスペース	マルチスペース	※①			
ふれ愛ギャラリー	マルチスペース	マルチスペース	※①			
健康治療室	健康ルーム				【廃止予定】 機器については耐用年数、維持管理等を考慮し廃棄	旧福祉会館閉館に伴う市民説明会において閉鎖及び廃止について説明(平成27年8月)
福祉機器サービス拠点事業 (ふれ愛センター福祉機器展示場)	マルチスペース	マルチスペース	※①			

旧福祉会館機能	(仮称)新福祉会館 建設計画(案)	(仮称)小金井市新福祉会館建設 基本計画(案)		現在の状況等	説明・協議状況等
		機能名称	想定 面積		
売店(りんく)	軽喫茶室			【休止中】	(仮称)新福祉会館が庁舎建設予定地に配置予定となることを前提に、どのような運用が適切か引き続き検討する。
喫茶室(母子寡婦福祉会)	軽喫茶室			【休止中】	旧福祉会館閉鎖に伴う営業休止については、当該団体に説明及び了承済み
福祉共同作業所	福祉共同作業所			【仮移転】 (仮称)市政センター建設予定地	保護者及び利用者へは、(仮称)新福祉会館竣工目標を平成33年度内とした市の方針を随時説明しており、今後も協議を進める。
浴室				【廃止予定】	旧福祉会館閉鎖に伴う市民説明会において閉鎖及び廃止についての説明を行った(平成27年8月)。
	シルバー人材センター			【現行どおり】 現事務所(貫井北町一丁目)	(仮称)新福祉会館以外の他の事務所スペースを確保することを了承済み。
	相談室(3室)	福祉総合相談窓口	18㎡		
	各種支援センター (障害者地域自立支援センター)			【現行どおり】 障害者福祉センター内 (緑町四丁目)	障害者地域自立生活支援センター及び障害者福祉センターの事業運営は、引き続き両センターが一体的に事業を行うことが望ましいことを受託法人と確認している。
	各種支援センター (精神障害者地域生活支援センター)			【現行どおり】 本町一丁目賃貸建物内	平成33年度内の(仮称)新福祉会館竣工を待たずして、今後の事業実施場所に関し、早期の移転について改めて受託法人と協議を開始した。
	各種支援センター (障害者就労支援センター)	障害者就労支援事業 (障害者就労支援センター)	36㎡		
		子ども家庭支援センター	253㎡		
		ファミリー・サポート・センター	14㎡		
		保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター	225㎡		
		共有会議室等(※②) 小金井市生活困窮者自立支援事業、福祉サービス総合支援事業、障害者就労支援事業	25㎡		
		ボランティア・市民活動センター、(仮称)小金井市市民協働支援センター	59㎡		
		社会福祉協議会、小金井市福祉サービス苦情調整委員	29㎡		
		※①合計	715㎡		
		面積合計	2,100㎡		

(※①) 多目的室、マルチスペース及び家事実習室の想定面積については個別機能以外の残余面積(715㎡)の中から適正面積を調整し、配分する。

(※②) 共有会議室等とは、各事業間において、事業を実施する際に共有できるスペースを想定している。